

当座勘定規定（一般用）新旧対照表 （2026 年 9 月改定）

旧	新
第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>（2）省略</u> <u>（3）省略</u> <u>（4）省略</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）（同左） <u>（2）前項にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>（3）前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026 年 9 月 30 日以前に振り出されたもの）については、2027 年 4 月以降は受け入れません。</u> <u>（4）省略（旧（2）から繰り下げ）</u> <u>（5）省略（旧（3）から繰り下げ）</u> <u>（6）省略（旧（4）から繰り下げ）</u>
第 7 条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4）省略	第 7 条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）～（4）省略
第 8 条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第 8 条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手</u>

旧	新
(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>(6) 省略</u> <u>(7) 省略</u>	<u>形であることを確認してください。</u> <u>(5) 削除</u> <u>(5) 省略（旧（6）から繰り上げ）</u> <u>(6) 省略（旧（7）から繰り上げ）</u>
第 13 条（<u>支払保証に代わる取扱い／支払保証</u>） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第 13 条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが 2026 年 10 月 1 日以降に呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
令和 5 年 8 月 23 日現在	2026 年 9 月 1 日現在

約束手形用法新旧対照表 （2026 年 9 月改定）

旧	新
1 ～ 7. 省略 <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 省略</u>	1 ～ 7. 省略 <u>8. 削除</u> <u>8. 省略（旧 9. から繰り上げ）</u>

小切手用法新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

旧	新
1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～7. 省略 <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 省略</u>	1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～7. 省略 <u>8. 削除</u> <u>8. 省略（旧 9. から繰り上げ）</u>

普通預金規定新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

無利息型普通預金規定新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(2) ～ (5) 省略</u>	2. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026 年 9 月 30 日以前に振り出されたもの）については、2027 年 4 月以降は受け入れません。</u> <u>(4) ～ (7) 省略（旧 (2) ～ (5) から繰り下げ）</u>

旧	新
5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印して通帳とともに提出してください。	5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印 <u>（または署名・暗証入力）</u> して通帳とともに提出してください。
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面によって当店に</u> 届出てください。(略)	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当金庫所定の方法によって</u> 届出てください。(略)
14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出して</u> ください。また、記名押印は、<u>個人である</u> 預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。	14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出て</u> ください。また、記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。
令和4年10月1日現在	2026年9月1日現在

定期性総合口座取引規定新旧対照表 (2026年9月改定)

無利息型定期性総合口座取引規定新旧対照表 (2026年9月改定)

旧	新
2. (取扱店の範囲) (2) <u>期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金</u> および定期積金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、<u>これらの預金の</u> 解約または書替継続は <u>当店のみ</u> で取扱います。	2. (取扱店の範囲) (2) <u>定期預金等</u> および定期積金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、<u>定期預金等および定期積金の預入れ、</u> 解約または書替継続は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。
10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>ただちに書面によって当店に</u> 届出てください。	10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>直ちに当金庫所定の方法によって</u> 届出てください。

旧	新
16. (解約等) (1) 普通預金口座を解約する場合には、 <u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。</u> また、記名押印は、 <u>個人である</u> 預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。	16. (解約等) (1) 普通預金口座を解約する場合には、 <u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出て</u> ください。また、記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。
令和4年10月1日現在	2026年9月1日現在

貯蓄預金規定新旧対照表 (2026年9月改定)

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの）については、2027年4月以降は受け入れません。</u> <u>(4) ～ (7) 省略（旧（2）～（5）から繰り下げ）</u>
(2) ～ (5) 省略	
8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面によって当店に</u> 届出てください。(略)	8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当金庫所定の方法によって</u> 届出てください。(略)
令和4年10月1日現在	2026年9月1日現在

納税準備預金預金規定新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(2) ～ (5) 省略</u>	2. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026 年 9 月 30 日以前に振り出されたもの）については、2027 年 4 月以降は受け入れません。</u> <u>(4) ～ (7) 省略（旧 (2) ～ (5) から繰り下げ）</u>
5. (預金の払戻し) (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印してこの通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、<u>当店は</u>直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の金融機関振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u>	5. (預金の払戻し) (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印してこの通帳とともに<u>当金庫</u>に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、<u>当金庫は</u>直ちに租税納付の手続をします。
8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって当店</u>に届出てください。(略)	8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>届出てください。(略)
14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出して</u>ください。また、記名押印は、	14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出て</u>ください。また、記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限

旧	新
<u>個人である</u> 預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。	り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。
<u>令和3年11月1日現在</u>	<u>2026年9月1日現在</u>

通知預金規定新旧対照表 (2026年9月改定)

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(2) 省略</u>	2. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの）については、2027年4月以降は受け入れません。</u> <u>(4) 省略（旧（2）から繰り下げ）</u>
6. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等) (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって当店に</u>届出てください。(略)	6. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等) (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>届出てください。(略)
<u>令和2年4月1日現在</u>	<u>2026年9月1日現在</u>

定期預金等共通規定新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

旧	新
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(2) 省略</u>	1. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026 年 9 月 30 日以前に振り出されたもの）については、2027 年 4 月以降は受け入れません。</u> <u>(4) 省略（旧（2）から繰り下げ）</u>
3. (預金の解約、書替継続) (2) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の預金（積金）払戻請求書（兼複合伝票）に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。なお、記名押印は、<u>個人である</u>預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出印の印章の押印を受けず本人の署名をもって<u>解約する</u>ことができます。	3. (預金の解約、書替継続) (2) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の預金（積金）払戻請求書（兼複合伝票）に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに<u>当金庫</u>に提出してください。また、記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもって<u>これに代える</u>ことができます。
4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等) (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって当店</u>に届出てください。(略)	4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等) (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>届出てください。(略)
5. (印鑑照合) <u>証書（通帳式の場合は払戻請求書）</u>、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、	5. (印鑑照合) <u>払戻請求書</u>、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽

旧	新
それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
令和4年10月1日現在	2026年9月1日現在

定期積金規定新旧対照表 (2026年9月改定)

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>(2) 省略</u>	2. (証券類の受入れ) (1) (同左) <u>(2) 前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u> <u>① 他金融機関を支払人または支払場所とするもの</u> <u>② 当金庫を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u> <u>(3) 前項②に該当しない小切手または手形（当金庫を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの）については、2027年4月以降は受け入れません。</u> <u>(4) 省略（旧（2）から繰り下げ）</u>
5. (給付補填金等の計算) (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ①～③省略 ④ 前記①、③の計算に適用する利率は、次のとおりとします。 A. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利息	5. (給付補填金等の計算) (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ①～③省略 ④ 前記①、③の計算に適用する利率は、次のとおりとします。 <u><2026年8月31日以前に契約の定期積金の場合></u> A. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。

旧	新
B. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回 $\times 60\%$ (小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)	解約日における普通預金<u>利率</u> B. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回り $\times 60\%$ (小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。) <u><2026年9月1日以降に契約の定期積金の場合></u> <u>約定年利回り $\times 60\%$ (小数点第3位以下は切捨て) または解約日における普通預金利率のいずれか低いほう</u>
<u>(新設)</u> (以降の条番号を繰下げ)	<u>10. (満期自動解約)</u> <u>第9条第1項の規定にかかわらず、この積金に満期自動解約の依頼を受けたものについて、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了しており、かつ、当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。</u> <u>(1) この積金は当初満期日(満期日が休日の場合は翌営業日)に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額について、指定された口座へ入金されるものとします。</u> <u>(2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日(満期日が休日の場合は翌営業日)に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定された口座へ入金されるものとします。</u> <u>(3) 自動解約され、指定された口座へ入金された後は、この積金の証書・通帳は無効になります。</u> <u>(4) 満期自動解約依頼を受けた積金であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了していない場合には、第9条第1項のとおり取扱います。</u>
<u>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u> (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。(略)	<u>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u> (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>届出てください。(略)
令和3年11月1日現在	2026年9月1日現在

代金取立規定新旧対照表 (2026 年 9 月改定)

旧	新
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>
令和 2 年 4 月 1 日現在	2026 年 9 月 1 日現在